

大阪府環境審議会 揮発性有機化合物・化学物質対策部会（第4回）
議事要旨

日時：平成18年8月4日（金）13:30～16:30
場所：大阪赤十字会館4階 401会議室

1 開会

2 議事

(1) 化学物質管理及び揮発性有機化合物対策のあり方（案）について

第3回部会における関係者意見について

・ 資料1について事務局より説明

< 主な質疑 >

(尾崎委員) 資料p.4に対象事業者を小規模なものまで広げるべきだ、という意見があるが、リスクコミュニケーションは小規模事業者ほど難しく、だからこそ社会的に求められているところでもある。

(事務局) ご指摘のとおりで、大企業であれば環境報告書等の公開も可能だが、中小では難しい。そういったところで、地域住民と企業とのリスクコミュニケーションの場を提供する、といったサポートを府として検討していかなければいけないと考えている。

(吉川委員) 年間取扱量の裾切りを、0.1トンと1トンにした場合で、対象事業所数がどの程度変わるのか、具体的な数値はないのか。

(事務局) 大阪府における数字は、調査されていない。参考として、東京都では取扱量1トン以下の事業場からの排出量が総排出量に占める割合が7%、製造業に限ると5%という数字が示されている。今回の制度は事業者の自主的取組を促すためのものであり、事業所の対応可能性や既存制度との一体性の観点から、判断したいと考えている。

(吉川委員) 従業員数と取扱量との関係を示したような資料はあるのか。

(事務局) 今までの調査結果からは、従業員数と取扱量の間には明確な相関はない。従業員数の裾切りによる事業所のカバー率のデータは、府では持ち合わせていない。

(内山部会長) 従業員と取扱量の裾切りは両方該当の場合、対象になるのか。

(事務局) 従業員数21人以上で、かつ取扱量1トン以上の場合に対象になる。

(内山部会長) ということは、従業員数が20人以下で取扱量が1トンを超えていても、報告は求めなくてもしょうがないということか。

(事務局) PRTR法での国会審議の際には、事業者の対応可能性を考慮して、中小企業法に定める小規模事業者である20人以下の事業所を除外する、という説明がなされていた。

化学物質対策のあり方（案）について

・ 資料2-1、2-2、及び参考資料2について事務局より説明

< 主な質疑 >

(質問・意見に対する説明)

(白倉委員)管理指針と条例の関係であるが、届出や報告は規制になるということか。PRTR に基づく報告は国の制度で運用されており、府が今回それを補完するということが、内容が非常に紛らわしいように思える。

今後、府県がばらばらに制度を導入すると、企業側は対応が取れなくなってしまう。追加したい物質があるならば、今後予定されている PRTR 制度の見直しの段階で盛り込むように要望する方向を目指すべきではないか。

塗料メーカーは PRTR 導入時に自社製品の化学物質含有量を MSDS に表示するため、たいへん苦勞してデータベースを構築した。大阪府など個別で物質を追加されても簡単には対応できない。現在でも、東京都で追加されている物質については対応できていない。

補完するというのであれば、物質の種類を個別に追加するのではなく、取扱量をきっちりと追加報告させるということでも十分ではないか。VOC を一括して報告させるのは趣旨は分かるが、PRTR に追加するとなると複雑だと感じる。

(事務局) VOC については、PRTR の枠組みを利用して排出量を把握したいということから、今回追加を考えている。府が独自に追加している物質については、現在の指針の策定に先立ち、府域の化学物質使用量を調査したうえで、有害性の観点から対象物質を抽出している。

国は全国的な観点から物質を指定しているが、府は地域独自の実態に基づき選定している。物質の選定については、国のリスク評価の進捗状況をみながら、適宜見直さなければいけないと考えている。

(白倉委員)国に先行して地方自治体が化学物質管理に取り組んでいたため、国の制度ができたからといってやめるわけにはいかない、という事情は理解できる。ただ、国の制度の補完という意味合いであるのなら、取扱量の把握を追加すれば十分ではないか。本当に必要なら、国に物質の追加を働きかけるべき。全国一律の制度のほうが、報告する側は分かりやすい。

(吉川委員)条例は地域に即して法を補完するものだという考えで、府がこれらの物質を追加すべきとするなら、事業者には負担になるとしても、やるべきと私は考える。

(白倉委員)追加そのものに反対しているわけではないが、制度が地域によってあまりにばらばらではすっきりしない。PRTR 制度は今後見直しが予定されており、既存の排出量報告のレベルがそもそも高くない状況で、独自に物質を追加することが法の補完という趣旨と合わないのではないかと、ということである。

(内山部会長)事業者にとっては負担になると思うが、これまで先進的に取り組んできたという事情を考えると、実施する価値はあるのではないかと考えるがどうか。

資料 2-1 の表では、窒素酸化物は取扱量及び排出量の報告を求めない物質となっているが、これは燃焼由来ではなくて窒素酸化物そのものという意味か。慢性影響もないので、という説明であったが、窒素酸化物は環境基準にもなっており、慢性影響がないというのは矛盾しているのではないかと。

(事務局) 窒素酸化物は確かに二酸化窒素について環境基準が設定されているが、大気環境中の窒素酸化物はほとんどが燃焼由来のものである。また、環境基準が定められている二酸化窒素は、大部分が燃焼由来の一酸化窒素として排出された

ものが、大気中で反応して二酸化窒素となっている。

このため、本リストでは燃焼由来の物質は含めていないので、二酸化窒素についても管理の対象にはするが、取扱量の報告までは求めないことが適当と考えている。

(池田委員)届出については要件の裾切りがあるが、事故時の報告についてはどうか。

(事務局) 事故時については従業員数等にかかわらず、全ての事業所について報告を求めることとしている。

(池田委員)そういった報告をもらった際に、対象外の事業者についても、あわせて通常時の使用量や取扱量をとるということは可能なのか。

(事務局) 化学物質の管理を指針にのっとり適正に行うべきということは、裾切り要件なく全ての事業者が対象になっている。ただ管理計画書等の提出については要件を設けるということ。あとは我々のほうで、指針の周知徹底に努めなければいけないと考えている。

(池田委員)試験研究機関については、本制度の対象になるのか。

(事務局) PRTR でも対象となっているので、事業所の規模と取扱量の裾切りを超えれば、提出を求めることになる。ただ、管理計画のなかで、取り扱う化学物質について想定できる範囲で全てリストアップし、提出いただくという点には、難しさもあるだろう。

(臼倉委員)資料 2-2 で、管理計画書については、毎年定期報告ではないということか。

(事務局) 今回の案では、計画に変更がない場合には、毎年報告は不要としている。軽微な変更では届出不要としているが、どの程度までを「軽微な変更」とみなすかは、今後もう少し具体的に明らかにしていく必要がある。

(臼倉委員)報告する側の立場から見ると分かりにくい。変更届が必要な判断基準が難しいので、運営するうえでは取扱量等の報告と一体化したうえで、毎年の報告にしたほうが分かりやすい。その前提で、管理計画書の内容については、実質的に事業者の取り組みを推進するものであって、項目的に多岐にわたる詳細をあまり条例で規定してしまうと、かなり分厚い計画書になってしまい、大変ではないか。

(吉川委員)裾切り要件にある従業員とは、正社員だけを指すのか。

(事務局) PRTR 制度でも、従業員には派遣社員やパートも含まれている。条例でも同様の扱いにする予定。

(内山部会長)管理計画書の報告を定期にすべきという臼倉委員の意見については、どうか。

(事務局) 管理計画書については、事業者の負担も考慮して毎年報告とはしていなかったが、ご指摘の趣旨も踏まえ、検討する。また、管理計画書の記載事項の詳細については、条例や規則ではなく、管理指針の中に盛り込む予定としている。

(臼倉委員)了解した。管理計画書は自主的取り組みのためのものなので、その趣旨は伝わるよう明記していただきたい。

(尾崎委員)情報公開の取り扱いについて、資料 2-2 中では管理計画書、目標達成報告書等ほぼどれも同じ扱いになっているが、緊急事態対処計画書は情報公開の必要性が他よりも高いと考えられるので、情報公開の扱いについても特別の配慮が必要ではないか。

- (事務局) PRTR 制度でも、排出量報告物質について、公表が事業者の営業上の秘密を脅かす場合には、主務大臣に申請して個別物質量が分からないよう、類型化して集計することができるという規定があるが、現在までのところ、これが認められたケースはない。実質的に非公開になるケースはそれほどないと考えている。
- (内山部会長) 対象物質、届出制度についてはいろいろ意見も出ているが、管理計画については事務局で検討するとして、他は大筋原案どおりということによろしいか。
- (全委員) (異議なし)

揮発性有機化合物対策のあり方(案)について

- ・ 資料3及び参考資料2について、事務局より説明

< 主な質疑 >

- (内山部会長) 資料 3p.4 に対策の目標として「光化学スモッグの注意報レベルの高濃度の発生抑制」とあるが、これは注意報レベル 0.12ppm の濃度にならないようにする、という意味か。注意報の発令回数を少なくする、とは意味が違うのか。
- (事務局) 一足飛びにはなかなか難しいと思うが、注意報レベルの 0.12ppm を超えるような濃度を少なくしていこうということ。もちろん回数も減る方向にはなるだろうが、注意報が発令されるかどうかは気象条件の影響も大きいので、発令回数の減少、という表現にはしていない。
- (内山部会長) もう少し一般の方にも分かりやすい表現が必要。例えば p.1 の「注意報の発令時刻の遅延化による発令時間の減少」というのは一般の方には分かりにくいので、表現を考えてほしい。また、対策の目標については定性的なものであると p.4 に書かれているが、p.13 には「大阪府域の VOC 削減目標量を示す必要がある」とある。大阪府としては定性的な目標にする、ということではなかったか。
- (事務局) p.13 で事業者が削減目標を管理計画に設定してもらうにあたっては、進行管理のためにも、府として削減目標量を示す必要があると考えている。ただこれが、冒頭に掲げた光化学スモッグ注意報レベルの目標と、定量的な因果関係で結びついているものではない。
- (尾崎委員) p.12 四角囲みの3つめで、「同等の効果が期待できる」とは、どういう意味か。
- (事務局) 現行の要綱では、条例の規制に加え、さらに取り組みをお願いしているが、これを事業者が塗装ラインごとの排出量を記録・保存すること、という規定を条例に盛り込むことで、自主的取り組みの促進により同等の効果を期待する、という意味。
- (事務局) 従来の要綱による指導はなくなることになる。
- (内山部会長) 現状府域の自治体による公共工事について、低 VOC 塗料を促すような取り組みは何かしているのか。
- (事務局) 要綱を定めた当時、建設省の標準仕様の中で水系塗料の使用について追加され、府でも企業局へ要請した経緯がある。都市整備部の標準仕様の内容を確認しているところであるが、水系塗料の使用について、再度働きかけが必要と考えている。
- (内山部会長) 中小企業向けの対策として、啓発や VOC 低減のノウハウ普及についても、自治体の取り組みとして盛り込んでいただきたい。

(事務局) 技術情報の収集、提供は考えていきたい。

(内山部会長) いままでの議論で、事務局原案に大きな修正を加える意見はなかったと思うが、いかがか。

(全委員) (異議なし)

部会報告の構成(素案)について

・資料4について事務局より説明し、了承された。

(2) その他

今後の部会及び大阪府環境審議会の日程について

・参考資料3について、事務局より説明

<主な質疑>

(吉川委員) 今回の制度の裾切り要件によって全体の何%程度がカバーされるのか、というのは本審での中間報告時には説明されるのか。

(事務局) 基礎資料としては把握していない。母数が既存資料でもつかめないの、提示は難しい。

(内山部会長) PRTRで届出対象外の排出量は推計しているのではないかと。まったく分からないというのも問題なので、府域の対象業種で裾切り未達の排出量がどの程度見込まれるかといったことを、PRTR結果から類推することはできないか。数字として提示するのが困難ということは、理解できる。

(事務局) 検討する。

(池田委員) 先ほどの議論で事故時の応急措置実施状況報告は全ての事業所に適用されることであったが、小さい事業所こそ住宅混在地にあるような可能性もある。このような機会に、普段の取扱量等も情報として報告させることが有用ではないか。

(事務局) 事故状況や応急処置のほかに、改善予防措置の一環として通常の取扱量等の報告を求めるとするのは可能かと考える。

(池田委員) 光化学スモッグ緊急時措置というのは、VOCについても何か行うのか。

(事務局) 法と同様に協力要請は行うが、オキシダントの発生メカニズムやVOC排出実態の把握が不十分な状況を勘案し、具体的にどのようなことが可能かなどについて、今後ヒアリング等で検討していく必要がある。

・第5回部会は9/1(金)13:30～で開催予定

3 閉会

以上